

平成29年度 50代のライフプランセミナー実施要項

- 1 目的 教職員が「充実した心豊かで明るい人生」を実現するためには、在職中から退職後を見通した生涯生活設計（ライフプラン）の確立を目指し、知識の習得を図っていくことが重要である。50代は、退職後の人生の見通しをたて、新しい生活を作り出す時期であることから、年代に合わせた具体的な取り組みを支援するもの。
- 2 主催 宮城県教育委員会・宮城県内各市町村教育委員会・公立学校共済組合宮城支部
一般財団法人宮城県教職員互助会
- 3 共催 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
- 4 日時・会場 平成29年7月28日（金） 9：50～ 宮城県庁2階講堂
- 5 対象者 50歳代で希望する教職員（受講を希望する配偶者の同伴も可。申込書に記載のこと。）
※ただし、定員に達しない場合は上記対象年齢以外の受講も可とする。
- 6 実施内容 (1) 定年後に備えるためのライフプラン作成のポイント
・ライフプランの重要性、セカンドライフの現状と課題、作成方法等
(2) 老後の資金はどのくらい必要か？老後生活費の準備について
・老後資金、資産管理、保険の見直し等
(3) 生活習慣病の予防について
(4) ライフプランで考える、公立学校共済組合の事業について
・50代で考えられる事象に基づく、給付事業の活用と年金について
- 7 定員 200名
※申込が定員を超えた場合は、抽選といたします。
- 8 報告期限 平成29年7月6日（木）
- 9 服務上の取扱 (1) 県立学校教職員及び教育庁等職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号（教育長通知）に基づき、実施通知による包括承認とする。
(2) 市町村立学校等の教職員については、当該市町村の定めによる。
(3) 他の団体の職員については、当該団体の定めるところによる。

10 日程

9:30	9:50	10:00	11:50	13:00	14:10	14:20	15:20	15:50	16:20
受付	開会	実施内容（1）	休憩	実施内容（2）	休憩	実施内容（3）	実施内容（4）	個別相談（※）	

※個別相談は希望者のみ（退職手当・年金・医療保障等について）

※各市町村職員・仙台市職員の退職手当に関する相談は除きます。